

兵庫県立三田祥雲館高等学校いじめ防止基本方針

学校番号	44	三田祥雲館
------	----	-------

1 学校の方針

校訓「自律、創造、敬愛」を具現化するため、基礎的・基本的な学力及び創造的な問題解決能力の育成を目指すとともに、知・徳・体をバランスよく育む人間教育を推進し、地域で世界で活躍し、社会に貢献できる人材の育成を目指す。

いじめ防止に関しては、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図るとともに早期発見に取り組む。また、いじめを認知した場合に適切且つ速やかに解決するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

本校は開校以来、単位制による全日制普通科として、多様性を尊重する教育を行ってきた。その一環として、「いじめは絶対に許さない」という考え方のもと、いじめの予防、早期発見、迅速な対応を組織的に行う。また、生徒会を中心としたボランティア活動や地域住民との交流事業などにより、命の尊さを学び、人と人の絆を大切にすることを育んでいく。

- ① いじめに対して日常的な生徒観察をはじめ、面談や家庭訪問などを通じて生徒理解に努める。
- ② 生徒や保護者と信頼関係を築くことを基本に、組織的に早期発見および迅速かつ適切に対処をする。
- ③ 職員が人権感覚を磨き、あらゆる教育活動を通じて生徒一人一人を大切な存在として認めていく姿勢を示す。
- ④ 生徒が主体となっていじめを抑止し、人権を守る学校づくりを推進する。
- ⑤ いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。
- ⑥ いじめ防止に向けての取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行う。
- ⑦ 学校の基本方針についての説明や意見交換する機会を設け、生徒、保護者、地域住民等が関わる仕組みを構築する。
- ⑧ いじめアンケートについては、生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

ア) 校内指導体制及び関係機関

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理学に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。そして情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。また、異校種間・学校間連携や専門機関との連携を必要に応じて行う。

校内研修会を定期的実施し、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。(別紙1)

イ) チェックリスト

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を機敏に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを別に定める。SNS上のトラブル防止のため、「携帯・スマホ7ヶ条」を作成し、情報モラル教育の充実を図る。(別紙2)

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止や早期発見のための取組、いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を定める。(別紙3)

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(別紙4)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

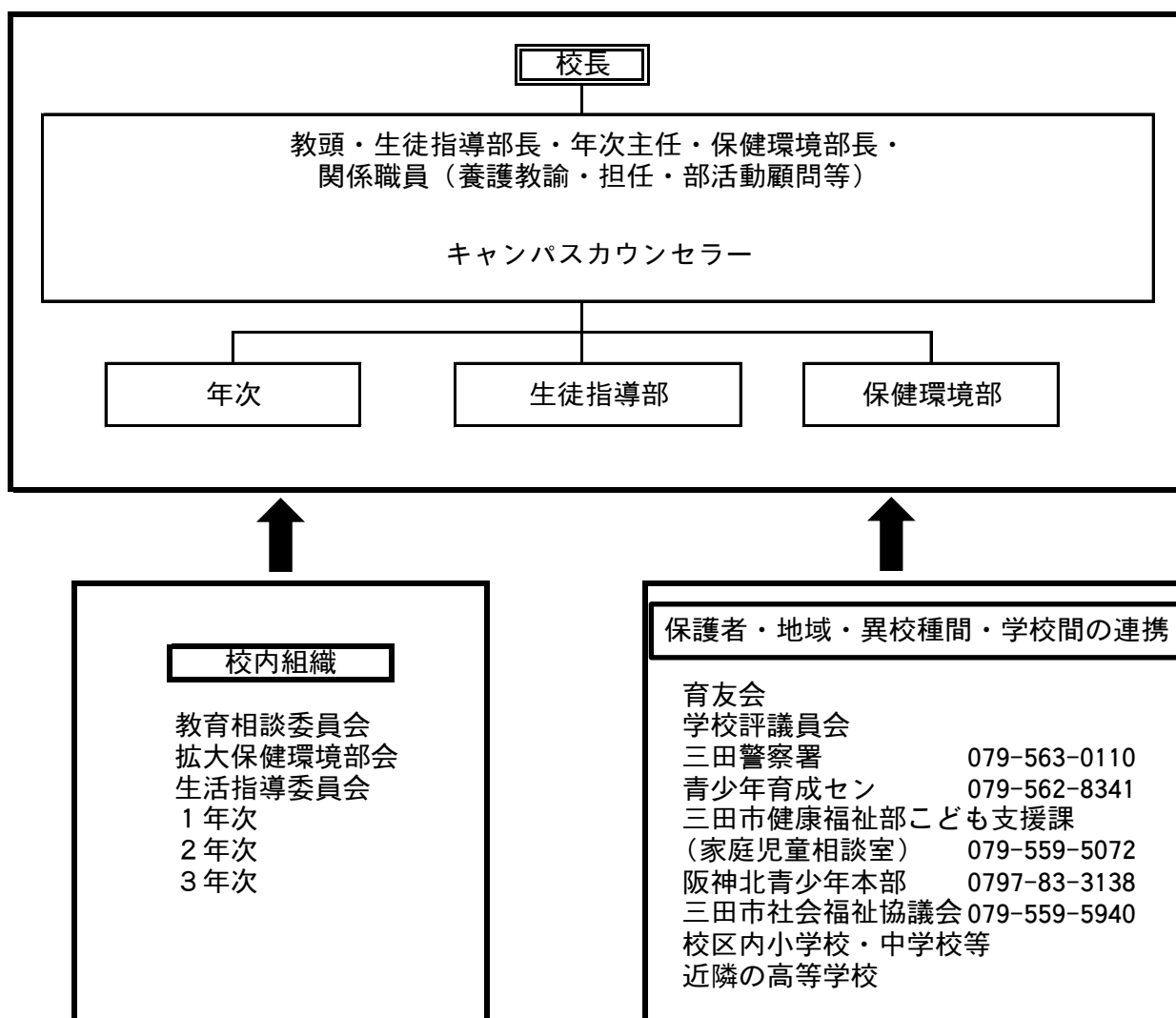
誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や育友会総会をはじめ、年次保護者会、三者面談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、積極的に保護者・地域からの意見に耳を傾ける。

校内指導体制及び関係機関

- ① 「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- ③ 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全員で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に
行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を
定期的に行う。また、いじめ取組状況等を学校評価の項目に位置づける。
- ⑤ 異校種間・学校間連携や専門機関との連携を必要に応じて行う。
- ⑥ 校内研修会を定期的実施し、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。
- ⑦ 年間の目標として、いじめ問題を認知したら早期の対応をとる。

<いじめ対応チームの指導体制>



※いじめ問題を認知したときには速やかに「いじめ対応チーム」を招集する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできていない
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- SNS上でラインのグループをクラスや部活動でつくっている。

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- とくどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 変なあだ名をつけられ、からかわれる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子供にあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつもごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

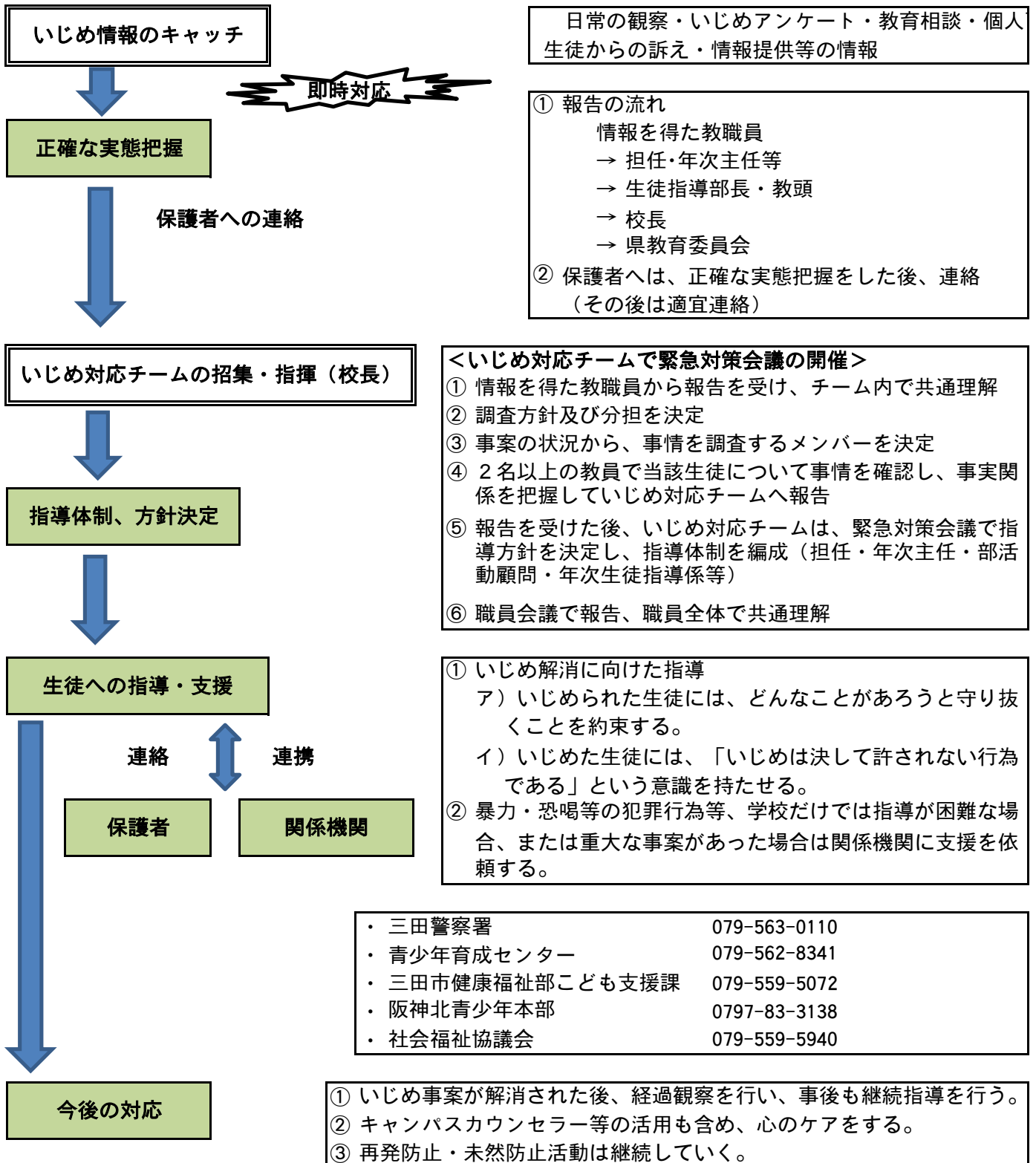
年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応 チーム会議① 年間指導計画 立案 職員研修会①	職員研修会② カウンセリング グマインド研 修会	いじめ対応 チーム会議② 教育相談委員会① 育友会啓発活動	発達障害理解研修会	教育相談研修会 特別支援教育研修会	
未然 取り 組み 向け た	各年次集会① 1年次オリ合宿 生徒指導部長講話① 青少年育成会議	各年次集会② 心の教育講演会①2年 生徒指導部長講話②	生徒指導協議 会による情報 収集① 生徒指導部長講話③ 人権LHR①	心の教育講演会②3年 学校評議員会①	生徒指導部長講話④	各年次集会③ 生徒指導協議 会による情報 収集②
早期 発見 向け た	カウンセリング いじめ実態ア ンケート① 担任面談 拡大保健部会 年次会	いじめ実態ア ンケート結果 報告①		三者面談		いじめ実態ア ンケート② 担任面談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対応 チーム会議③				いじめ対応 チーム会議④ 教育相談委員会②	いじめ対応 チーム会議⑤ 今年度の反省 と次年度の課 題 教育相談委員会③
未然 取り 組み 向け た	人権講演会 青少年育成会議	心の教育講演会③2年 人権LHR②	生徒指導協議 会による情報 収集③ 生徒指導部長講話⑤		生徒指導協議 会による情報 収集④	生徒指導部長講話⑥ 学校評議員会② 中学校訪問② *SNS講演会
早期 発見 向け た	カウンセリング いじめ実態ア ンケート結果 報告② 拡大保健部会 年次会			いじめ実態ア ンケート③	いじめ実態ア ンケート結果 報告③ 担任面談	

*3月のSNS講演会は、次年度合格者招集の時に、保護者及び入学生全員が講演会に参加する。

組織的対応



ネット上でのいじめへの未然防止

- ① 生徒にネットに関する正しい知識を提供する。
- ② 情報モラルの指導を折に触れて行い、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは犯罪であることを生徒に認識させる。
- ③ 個別面談等の機会を活用する。

生命又は身体のおびやかされるような重大な事案への対応

- ① 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。